

第3回 地域の成年後見案件に取り組む多摩パブの実践

弁護士法人多摩パブリック法律事務所 岡垣 豊 (56期)

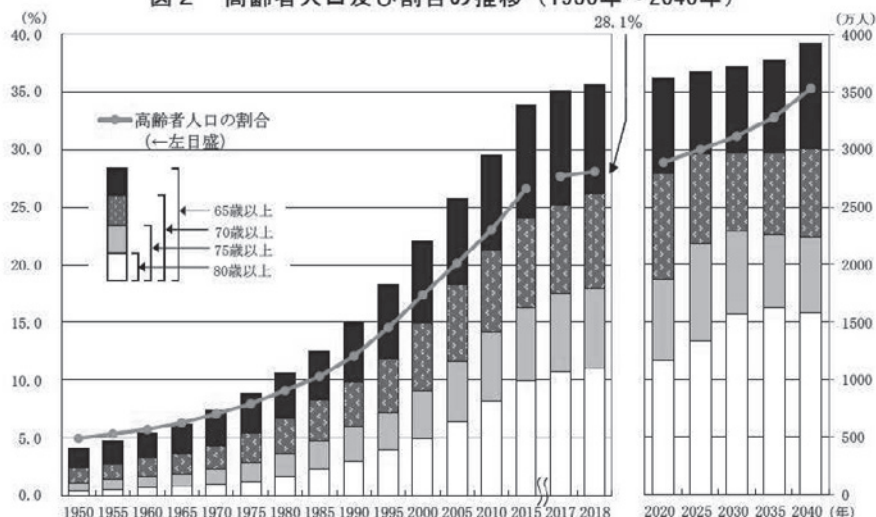
我が国は超高齢化社会（昨年時点で、65歳以上の高齢者人口29.1%）の状態です。多摩地域も例外ではありません。

多摩パブリック法律事務所（「多摩パブ」）は、設立以来、多摩地域の自治体、社会福祉協議会との連携を深めてきました。その中で、保佐人、補助人を含む成年後見人等の受任要請が多く寄せられるようになったため、多摩パブは、成年後見人等を法人受任して、これに応えてきました。しかし、成年後見事件の事務的な面の中心は、本人の生活、療養看護と財産管理に関する事務で、法律行為に関わる部分だけでなく付随する事実行為も含まれます。それは、通常の訴訟等の事件処理とは異なる面が多く、また、ある法的課題が解決したら終了するわけではなく、任務終了（利用者本人が死亡が一般的）するまで事件が

継続するという特殊性があります。さらに、法的な理解だけではなく、福祉制度への理解も要求されます。そのため、法律事務所として受任できる件数には限界があり、実際、多摩パブも、一時期、新件の受任を制限せざるを得ないほど多数の成年後見事件をかかえました。

しかし、成年後見人等受任のニーズは、跡を絶つことがなく、多摩地域の法的セーフティネットを使命とする多摩パブは、このニーズに対応できるよう、2019年秋から、多数の成年後見事件を受任できる体制構築の検討を始めました。特に多数の成年後見事件受任に特化した業務実践の先駆者である岡山パブリック法律事務所からは貴重な助言を頂戴し、2020年秋から、財産管理、法的課題の対応のみならず、意思決定支援、身上監護に十分対応できるような成年後見

図2 高齢者人口及び割合の推移（1950年～2040年）



資料：1950年～2015年は「国勢調査」、2017年及び2018年は「人口推計」
2020年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生（中位）死亡（中位）推計
（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

注1）2017年及び2018年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在
2）国勢調査による人口及び割合は、年齢不詳をあん分した結果
3）1970年までは沖縄県を含まない。

*総務省統計局 統計トピックス No.113 より抜粋

事件専従チーム（後見チーム）を所内に発足させました。後見チームは、弁護士、福祉専門職（社会福祉士等）、後見事務に精通した事務職の三者構成として、2021年夏からは各職種2名ずつの6名構成としており、チーム発足以降2022年2月までの15カ月間で、後見開始申立を含む新件受任は90件を超えています。さらに、本年5月に、成年後見事件に特化した支所を立川市内に開設し、後見チームを支所に配置して、一層の機能強化を進めています。

後見チームは、次のような手順で、地域と連携しながら多数の成年後見事件に対応しています。

まず、地域の自治体の高齢福祉、障害福祉部門や社会福祉協議会から案件受任の打診があると、本人の収入、居住場所、家族関係、症状などを記載した「情報連絡票」を送っていただきます。その後、後見チームで検討して受任することになると、当事者・関係者と面談し、関係機関には後見等開始申立をしてもらいます（時には、申立手続代理依頼もあります）。後見等開始審判確定の後、関係者から通帳等の書類だけでなく、これまでの支援方法等の引継ぎを受け、成年後見人等としての業務をスタートさせます。

これがオーソドックスな手順ですが、東京家庭裁判所立川支部からは、困難性が高く引き受け手が見つかりにくい案件の法人受任の要請も目立つようになっており、ここでも多摩パブの「駆け込み寺」的な役割が期待されています。受任当初の初動については、法的課題があることが多く、ケースが安定するまで弁護士と福祉専門職員が協働して対応しています。

福祉専門職との協働作業の中で、法律専門職の私たちにはない福祉的な知見に基づく有益な発想があって、新鮮でもあり、「本人がメリットを実感できる制度運用」のための意思決定支援、身上監護を重視

する成年後見実務に、福祉専門職はなくてはならない存在だと確信しています。最近、地域の行政・福祉・医療等の支援者と協働するチーム支援が基本となりつつありますが、その中での成年後見人等としての役割（大きいのは、本人の利益のためにお金を動かせることです）を果たして、本人の生活が改善されたときには、伴走者として大きな達成感を感じます。

多摩パブが取り組む成年後見事件は十人十色で、各当事者の個性も、その時々課題も様々です。最近受任したケースでは、選任直後に、認知症により賃料の支払ができなくなったために起こされた明渡訴訟に应诉して和解に持ち込んで、住み慣れた住まいを追われなくて済んだものがありました。また、必ずしも法的対応ではありませんが、作業所の就労が定着しない障害者の方の案件では、お金を貯めて故郷に帰るといふ本人の就労目的を一緒に考えながら、何とか就労を継続してもらっています。こうして、私たちは、成年後見人等の活動を通じて、日々、意思決定支援と身上監護の活動に取り組んでいます。

最後に。この分野は、司法書士、社会福祉士も参入しており、各士業の団体は、多様なニーズに対応できるよう法人後見部門を設けていますが、弁護士会にはありません。成年後見は、本人がその人らしく、地域で安心して生活できる権利を実現するための手段であり、重要な人権擁護活動です。今後ますます増加するニーズに人権擁護を使命とする弁護士・弁護士会が積極的な役割を果たすことが期待されています。弁護士会にはない法人後見部門を公設事務所である多摩パブが強化・発展させて、多摩地域における高齢者・障害者の人権擁護を実践していくことが「地域の法的駆け込み寺」としての多摩パブの担う役割だと思います。